

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議

(第2回)

令和5年7月19日(水)

公益社団法人全国保育サービス協会 の取り組み



1. 公益社団法人全国保育サービス協会の概要

(1) 事業の目的

子どもの成長発達の基盤となる家庭養育の支援を基本理念とし、保護者等の委託を受けて、その居宅等に訪問して行う保育サービス（訪問保育サービス）等を通して、すべての子どもと子育ての家庭の良質な成育環境を保障することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) あゆみ

平成元(1989)年 任意団体 全国ベビーシッター協会

平成 3(1991)年 社団法人 全国ベビーシッター協会

*「自主基準」、「研修制度」、「資格認定制度」、「ベビーシッター総合補償制度」等、日本におけるベビーシッター事業の在り方を整備し仕組みを築いてきた。

平成24(2012)年 公益社団法人 全国保育サービス協会

(3) 会員数 令和5年7月現在

・訪問保育サービス事業者会員 77社

*登録ベビーシッター数：約13,000人

・施設保育サービス事業者会員 10社

・指定保育士養成施設会員 14学校法人 合計101法人

(4) 主な事業

1. ベビーシッター資格認定制度事業

* 認定ベビーシッター資格取得者数 38,126人 ※令和5年4月現在
(認定試験による取得者：3,055名、指定校による取得者：35,071名)

* 認定ベビーシッター資格取得指定校数 52校

2. 研修事業

* ベビーシッター養成研修、現任研修、専門研修、経営者研修の実施

* 居宅訪問型保育基礎研修、居宅訪問型保育専門研修、補足研修等実施

3. 調査研究事業

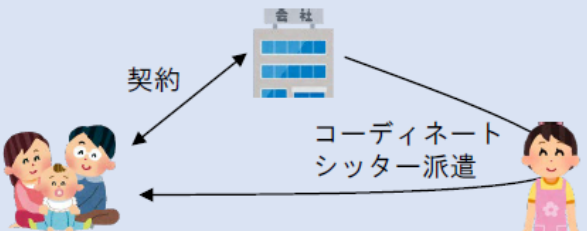
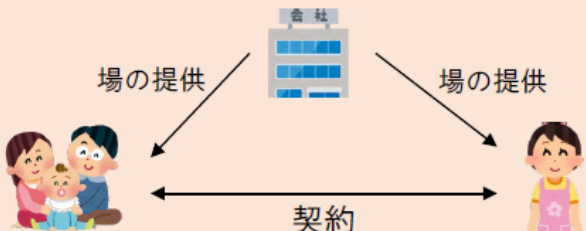
4. 啓発事業（広報活動）

5. 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（国庫補助事業）

6. 東京都ベビーシッター利用支援事業（東京都助成事業）

請負型サービスとマッチング型サービスの違い

請負型とマッチング型それぞれの特徴を理解して利用しましょう。

請負型（いわゆる派遣型）		マッチング型
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がベビーシッター事業者に利用申し込みをすると、事業者が所属するベビーシッターの中から、利用者の希望に沿うようにベビーシッターをコーディネートして派遣します。 	シッターの選び方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本人がマッチングサイトのベビーシッターの紹介ページなどを見ながら自分でベビーシッターを選び、ベビーシッター個人に直接申し込みます。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と事業者が契約を結びます。 	契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がベビーシッター個人と契約を結びます。 
<ul style="list-style-type: none"> ・シッティング中に事故等があった場合、ベビーシッター事業者が責任持って対応してくれます。 ・ベビーシッターに関する相談等も対応してくれます。 	事故等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等ベビーシッター個人が起こしたトラブルは、原則として当事者間で協議をして解決しなければいけません。
<ul style="list-style-type: none"> ・入会金や年会費が発生する会員登録制の事業者が多いです。 ・1時間当たりの基本料金やオプション料金は、事業者として一律の金額を設定しているところが多いです。 	料金設定方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・入会金や年会費については、マッチングサイト事業者によって有料・無料様々な料金体系となっています。 ・1時間当たりの基本料金やオプション料金は、ベビーシッター自身が自分の能力や提供できるサービスに応じて金額を設定しています。 ・当日等、急な依頼でも、対応してくれるベビーシッターを比較的に見つけやすいです。

2. ベビーシッターに対する規制強化の経緯ー1

- 平成26年3月 ベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見された事件が発生
- 同年同月 厚生労働省HPに「ベビーシッターなどを利用する時の留意点」を掲載
- 平成27年7月 社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」設置
- 平成27年6月 子ども・子育て支援新制度の施行により認可の居宅訪問型保育事業が制度化 ベビーシッター事業者が認可外保育施設 としての届出の対象に
- 平成27年6月 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」が公表される
- 平成27年12月 個人のベビーシッターを含む居宅訪問型保育事業者の届出の義務化
- 令和元年10月 認可外の指導監督基準において、ベビーシッターの従事要件が明確化される。併せて指定研修受講の義務化
- 令和2年4月6日 男性ベビーシッターによるわいせつ行為による逮捕事案が2件発生
- 令和2年6月 （企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における対応）
- ・ベビーシッター事業者に対し、派遣ベビーシッターが乳幼児等への犯罪行為を行った場合の報告の義務化
 - ・上記報告を踏まえたベビーシッター事業者に対する割引券の取扱の一次停止措置の導入

2. ベビーシッターに対する規制強化の経緯ー2

令和2年9月 （企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における対応）

- ・ベビーシッターと保護者の事前面接、サービス提供時の保護者の要望確認
※マッチングによる場合は、義務化
- ・ウェブカメラの設置等によりシッティング中の状況確認ができよう、すべてのベビーシッターからウェブカメラの利用についての同意を得ることとする。
※ACSAにおいて、「ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」を作成
- ・マッチング型の場合は、保護者によるサービスに係る評価を実施し、その内容を保存する。また、評価者が特定されないよう適切な処理をおこなった上で利用者に開示する。

令和3年2月 「子どもの預かりサービス専門委員会」において、わいせつ事案への対応に関するとりまとめ

令和3年5月 過去に業務停止命令等を受けたか否かについて、届出事項に追加

3. 公益社団法人全国保育サービス協会の取り組み

(1) 全国保育サービス協会会員事業者の対応

採用時の流れ

- ① 面接
- ② 採用、着任時研修
- ③ 実務

①面接

- ・対面面接が基本である。
- ・選考時にベビーシッター（保育者）としての適性検査を行っている事業者は2割程度であり、実施している適性検査は自社で作成したものがほとんどである。

○面接時に重要視していることは…

※事業者アンケートより

- 第1位 人柄
- 第2位 身だしなみや礼儀作法
" 清潔感
- 第3位 笑顔、表情
- 第4位 子育て経験の有無
- 第5位 保育経験の有無、年数
- 第6位 勤務条件があっている
- 第7位 身元の確認がとれている
- 第8位 保有資格の種類

その他 第一印象、発言の一貫性、保育経験が長くても短期間で転職を繰り返している人は避ける、研修への参加が可能か、時間を守れるか、責任感があるか、面接時の聞き方や話し方（コミュニケーション）、保育で大切だと思っていること、等

②採用時

ベビーシッターとして就業する前に採用された事業者による着任時研修（自社研修）を行い、各事業者のシッティングマニュアル等を学ぶ。

〔着任時（就業前）研修の主な内容〕

※令和元年度実態調査報告書より抜粋

- ・業務の流れ、書類の書き方等の実務
- ・保育者としてのマナー、姿勢
- ・倫理上の禁止事項や留意事項
- ・安全対策、緊急時対応
- ・保護者との接し方、保護者対応
- ・子どもとの接し方、あそび方等
- ・子どもの健康、ケガへの対応等

※採用後に集団保育の場での実習や管理職者による同行実習を行う場合もある。

○採用時に「誓約書」をもらっているか… ※事業者アンケートより

「誓約書」の提出をさせている事業者は約 9 割弱であった。

第 1 位 守秘義務（個人情報）に関すること

第 2 位 服務に関すること

第 3 位 雇用契約に関すること

第 4 位 退職後の制限に関すること

第 5 位 怠慢・過失による損害賠償に関すること

第 6 位 反社会的勢力等に関すること

第 7 位 虚偽申告に関すること

第 8 位 懲戒処分の有無

第 9 位 刑罰の有無

〃 物品のあっせん・販売に関すること

第 10 位 健康に関すること

第 11 位 児童虐待の有無

第 12 位 適性に関すること

③ 採用後の事業者の管理体制 ※令和元年度実態調査報告書より抜粋

○定期的（年1回以上）に管理・確認を行う

就労可能日・時間帯の確認、健康診断の受診状況の確認、就労継続の確認、面接・面談、自己評価チェック等を行う。

○自社研修の実施

約50%強の事業者が必要が高いテーマの研修を実施し、年に一度は受講するように義務付けている。

○自社研修以外の研修受講状況の確認

ベビーシッターの資格要件になっているACSAベビーシッター養成研修、ベビーシッター現任研修、自治体の実施する居宅訪問型保育基礎研修等の受講状況を確認や受講の奨励。

○保育の質の向上のための取組み（研修以外）

- ・保育や安全にかかわるマニュアルの配布
- ・ベビーシッターからの質問、疑問、悩み等を受け付ける窓口（担当者）を設置し、個々に対応している。
- ・事業者やコーディネーターとの面談の機会を設けている
- ・所属するベビーシッターが集まり、情報交換や懇談する機会を定期的に設けている。
- ・定期的に保育や安全対策等に関する情報を提供している。

④トラブル、苦情対応

- ・ベビーシッターと利用者とのトラブルや苦情は事業者が対応する。
- ・トラブルや苦情があったベビーシッターに対しては、事業者が個別に面談し指導する。
- ・ACSAに苦情の連絡があった場合は、事業者に連絡し、誠意ある対応をするように伝える。

⑤賠償責任保険、傷害保険への加入

ACSA会員事業者には、賠償責任保険及び傷害保険への加入を義務付けている。

(2) 事業者の取り組み ※事業者アンケートより

- ベビーシッター（保育者）として不適格やトラブルのあったシッターの情報を共有できるとよい。経歴に他社での勤務歴があった場合、退職理由を本人に確認しているが、場合によっては照合して合否の参考にしている。
- 人柄だけでなく、倫理観、責任感、保育観、柔軟性等々、必ず対面面接を実施している。
- 住民票、家族（同居以外も含む）の連絡先、健康診断書（血液検査含む）の提出を義務付けている。
- 虐待、刑罰の有無については、面接時に確認している。
- 身元保証人には、ベビーシッターが故意または重大な過失により事業者に損害を与えた場合は、本人にその責任を取らせると共に、身元保証人として連携して誠実に賠償の責任を負ってもらうことを誓約してもらっている。

4. 今後の取り組みについて

- ・面接、採用段階でのチェックポイントを作成する。
- ・ベビーシッター（保育者）の適性診断テスト等の導入を検討する。
- ・誓約書のモデル文例を作成する。
- ・保証人制度について検討する。
- ・ACSAとして、会員事業者に所属するベビーシッターで有資格者（従事要件を満たしている者）の登録管理を行いたい。

5. 今後の課題と方向性

- ・苦情、トラブルの多いベビーシッターの情報の共有方法
- ・犯罪歴がないことを証明する仕組みや、不適切な保育を行った保育者の情報共有は必要と考える。しかし、これは、協会レベルではなく、このことについて、国レベルで法的整備に向け、専門家（弁護士等）の意見聴取を行い十分な議論の上、進めて頂きたい。
- ・ベビーシッターの登録管理、有資格者の登録管理の具体的な方法
- ・ACSA内に相談窓口の設置の検討

5. まとめ

ベビーシッターによる保育は、基本的に保護者が不在の家で一对一の保育であるため、保育者には子どもに関する知識と保育技術、そして何よりも高い倫理観が求められる。事業者は、事業者自らが提供する保育サービスの品質に責任を持ち、ベビーシッター（保育者）を指導管理することに加え、保育者の資質の向上のための研修を継続的に行うことが必要である。

ベビーシッター事業は、子どもの命を預かる責任の重い事業であり、子どもの育ちに良くも悪くも直接的に大きな影響を与える可能性がある事業でもある。そのため、この事業を運営するにあたり、運営形態（請負型、マッチング型など）が何であれ、提供する保育サービスについて基本的に事業者が全責任を負う形で運営することが望ましいと考える。

事業者が、ベビーシッターを採用する際には、面接が重要視されているが、日本版DBS設置、保育者に適した適性検査の標準化、など、評価するための情報の充実が望まれる。

ベビーシッターなどを利用するときの留意点

ベビーシッターなどを利用される場合の留意点として、
以下の **10か条** にまとめています。

1. まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者者に申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行いましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

2. 事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者者に依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者者に申し出てください。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのはなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといいでしょ

4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

5. 資格や研修受講状況の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイトを参照してください。

6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

参考: ベビーシッターマッチングサイト ガイドライン



子どもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイト

ガイドライン適合状況調査サイト



厚生労働省 [子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン](#)

当サイトは、厚生労働省子ども家庭局の委託事業として実施しているものです。



ガイドラインとは

適合状況一覧

ガイドラインに関するQA

子どもの預かりサービス関連情報

お知らせ

更新情報

お問い合わせ

子どもの預かりサービスのマッチングサイトをお探しの方

子どもを預ける前に必ず **チェック**

ベビーシッターなどを利用する時の留意点 (厚生労働省)

このサイトについて

ガイドライン適合状況調査サイト（以下、本サイト）は、令和4年度の厚生労働省委託事業としてホールトゥウィン株式会社が運営しています。本サイトは、子どもの預かりサービスのマッチングサイト（以下、マッチングサイト）が、厚生労働省が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかの状況を調査し、調査結果を公表等することで、マッチングサイト運営者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的としています。

[子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドラインとは](#)



子どもが、成長もつくるから。
幼児教育・保育の無償化はじまります。

幼児教育・保育の無償化
特設ホームページ（内閣府）



子どもの預かりサービスの
マッチングサイト一覧へ

